

農家・漁家への支援見舞金支給の申請について



与那国町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上げ及び生産活動が著しく停滞しているなか、農林水産業における経済活動を支援するための緊急支援として予算の範囲内において、農業従事者及び漁業従事者へ緊急支援見舞金を支給することとなりました。

今回、町が定める支援見舞金要綱による支給対象の可能性のある農業従事者及び漁業従事者で、支給希望者は下記事項を十分確認したうえで、支給申請書を窓口、又は郵送で資料等を添付の上、提出して下さい。

審査後「支給決定通知書」又は「不支給決定通知書」を記載の住所へ郵送いたします。

受付期間：**令和2年6月1日～令和2年9月30日**まで ※申請受付は期限がありますのでご注意ください

令和2年5月29日 与那国町長 外間守吉

支給の条件等

支給対象者及び支給金額

この見舞金の交付の対象となる者は、**町内に居住（住民登録）し経営活動する農業従事者及び漁業従事者**で次に適合する方に一律5万円支給します。

(1) 農業従事者

- ・昨年の確定申告を行った方等
- ・JAおきなわ与那国支店の各部会に所属している組合員で、昨年一年間においてJAおきなわ与那国支店及び農業生産法人と農畜産物の取引のあった農業従事者。



(2) 漁業従事者

- ・昨年の確定申告を行った方等
- ・与那国町漁業協同組合の組合員で、昨年一年間において与那国町漁業協同組合へ水揚げのあった漁業従事者。

(3) その他(上記以外で相当と認められる場合)

添付書類

本事業で支給を受けようとする申請者は、下記の書類等を提出するものとする。

- (1) 確定申告書(令和元年年分)写し
- (2) 住民票抄本
- (3) 本人確認書類写し(運転免許書、離島割引カードなど)
- (4) 振込先口座の写し
- (5) 委任状(本人以外の申請者のみ)

申請書類はホームページにアップ
します。役場でも受け取れます

